

# 「高知の花応援店」登録制度実施要領

## 第1 目的

県が実施する高知の花のPRの取り組みの一環として、高知の花を応援する生花店等を紹介することにより、高知の花の消費拡大につなげることを目的とする。

## 第2 定義

「高知の花」とは、県内で生産された花のことをいう。

## 第3 登録対象

生花店、直販所など、花を販売している事業者等を対象とする。

## 第4 登録要件

次の(1)～(2)をすべて満たすものとする。

- (1) 高知の花を応援する気持ちがあること。
- (2) お客さまから花の注文があったときは、可能な範囲で積極的に高知の花を活用すること。

## 第5 登録方法

登録用紙に必要事項を記入し、県（農産物マーケティング戦略課）へ提出するものとする。

県は登録内容を確認し、登録の可否について通知をする。

なお、募集期間は随時とする。

## 第6 情報掲載

県は、登録された店（以下、「登録店」という）の情報を、県のホームページに掲載する。

## 第7 登録の取り消し

県は次の(1)～(3)に該当する場合は、登録を取り消すことができる。なお、(1)の場合は、登録店より県（農産物マーケティング戦略課）へ電話、メール等により通知することとする。

- (1) 閉店する、もしくは、登録要件を満たさなくなる等の理由により、登録店が登録の取り消しを希望する場合。
- (2) 登録店が閉店していることが判断できる場合。
- (3) 法令違反等、登録店として好ましくない事由が発生した場合。

## 第8 登録制度の終了

県は本制度が終了するときには、登録店に通知するものとする。

## 第9 その他

- (1) 県のホームページ等に掲載された登録店の情報を第三者が利用したことによるトラブル等については、県は一切の関与及び責任を負わない。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 附則

この要領は、令和2年4月27日から施行する。

## 附則

この要領は、令和2年5月13日から施行する。